

第39期

定時株主総会 招集ご通知



日時

2021年5月27日（木曜日）午前10時

場所

東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、株主総会へのご来場は見合わせ、郵送又はインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議
事
項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6734/>



株式会社ニューテック

証券コード 6734

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

2020年度(第39期)の連結業績は、売上高が3,134百万円(前連結会計年度比0.2%増)、経常利益は404百万円(前連結会計年度比10.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は295百万円(前連結会計年度比14.6%増)となりました。

2020年度は新型コロナウイルスの流行により緊急事態宣言が2回も発出されるなど過去に経験したことのないような出来事が多く起こりました。在宅及びサテライトオフィス勤務が始まり、従来型のお客様への訪問も制限され、展示会やプライベートセミナーなども取り止めました。そのような環境の中、当社グループはいち早くテレワーク環境(ノートブック、ネットワーク機器の支給と社内Web会議の仕組みを構築)を整備し、営業活動もWeb会議やWebinarを取り入れてまいりました。

結果として、新規OEM製品(相手先ブランドで販売される製品)の獲得や大学・研究機関向けCloudyシリーズなどが好調だったものの、一部のOEM製品や一般企業向けについては需要の落ち込みがあり全体の成長率としては満足のいくものとはなりませんでした。

今期は「Withコロナ」を前提にWeb会議やWebinarの品質を上げ、前期に続いてAI・ディープラーニング、監視カメラやリッチコンテンツ向けプロジェクトチームによりお客様の声を吸い上げ、共有し、より良い、真に求められる製品を市場投入してまいります。

株主の皆様におかれましては当社の今後にご期待いただくとともに、温かいご支援を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

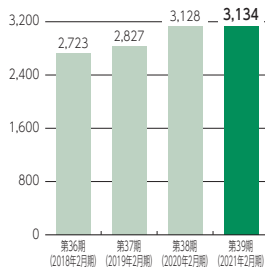
2021年5月

代表取締役社長 柳瀬 博文



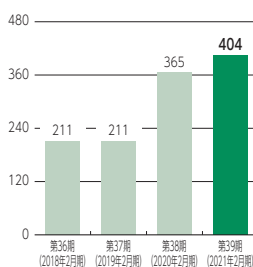
売上高

(単位: 百万円)



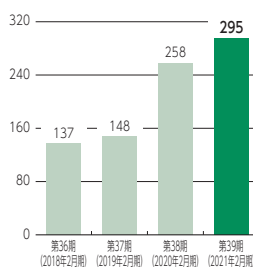
経常利益

(単位: 百万円)



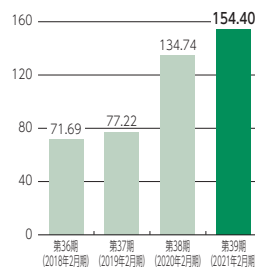
親会社株主に帰属する
当期純利益

(単位: 百万円)



1株当たり当期純利益

(単位: 円)



<新型コロナウイルス感染防止対応について>

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様におかれましては、本総会へのご来場を控えていただきますようお願い申し上げます。議決権の行使につきましては、書面及びインターネット等による方法をご利用いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会の開催及び運営に関し、下記の対応をとらせていただくことといたします。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ・本総会の会場スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本総会の会場入口付近にアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ご出席の株主様には本総会の会場内において間隔をあけてご着席いただきますので、会場スタッフの案内に従っていただきますようお願い申し上げます。
- ・本年は、座席間隔を拡げるため、本総会会場の座席数が例年より大幅に減少いたします。そのため当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・発熱や咳等の症状のある株主様やその他体調不良と見受けられる株主様には、入場をお断りする場合がございます。また、ご来場の株主様に対しましては、本総会の会場スタッフが体温測定をさせていただきます場合がございます。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。
- ・本総会は、議場での報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮して議事進行することを予定しております。

※ 本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合には、当社ウェブサイト（<https://www.newtech.co.jp/>）に掲載いたしますので、当社ウェブサイトにおける発信情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目7番19号KDX浜松町ビル

株式会社ニューテック

代表取締役社長 柳 瀬 博 文

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年5月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区芝公園二丁目5番20号 メルパルク東京 4階 孔雀の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第39期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.newtech.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当社は、法令及び当社定款第13条第3項の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる項目をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.newtech.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・業務の適正を確保するための体制及び運用状況
- ・連結注記表
- ・個別注記表

なお、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

昨年から、株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年5月27日(木曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、切手を貼ら
ずにご投函ください。

行使期限

2021年5月26日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年5月26日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する
候補者の番号をご記入ください。

第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

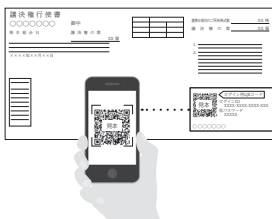
書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として
お取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使
としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、為替の大きな変動はなかったものの、新型コロナウイルスの影響による工場の操業停止、原材料の高騰、緊急事態宣言等不安定要素が多く、先行きは全く不透明の期間でありました。

これら不安材料を抱えて国内大手企業の業績はやや低下傾向にあり、輸出企業を中心に設備投資の先送りや、国内ＩＴ関連企業の業績や設備投資需要、並びに研究機関や学校関連の投資意欲も不安定に推移いたしました。

このような環境の下、当社では利益率の高いハードウェアに付加価値を付けたＡＩ・ディープラーニング、監視カメラ向けストレージサーバやアプライアンス製品の引き合いが好調で、当連結会計年度の売上高は3,134,333千円（前連結会計年度比0.2％増）となりました。

製品売上に関しては、ＯＥＭ製品（ミラーカード、小型ＮＡＳ製品等）の出荷は、新型コロナウイルスの影響で中小企業向けの小規模オフィス用小型ＮＡＳの出荷が減少し、577,622千円（前連結会計年度比29.6％減）と大幅に落ち込みましたが主力のＲＡＩＤ及びＮＡＳ製品については、大容量８～１０ＴＢのＨＤＤを搭載したCloudyシリーズＮＡＳ製品のほか、第２四半期に受注した学校向けの小型サーバ（2,100台、444,940千円）の特注が寄与し、1,718,892千円（前連結会計年度比19.8％増）とＯＥＭ製品の不足をカバーしました。

これらの結果、ストレージ本体及び周辺機器を含む製品売上高は2,449,420千円（前連結会計年度比0.6％増）となり、微増となりました。

商品売上は、大口案件が少なく272,402千円（前連結会計年度比14.9％減）となりました。サービス売上は、株式会社ＩＴストレージサービスの取扱った他社製品の保守契約も加わり、412,510千円（前連結会計年度比10.2％増）となりました。

以上の結果、損益面につきましては、売上総利益率の向上（前連結会計年度比1.8ポイント増）及びコロナ禍による経費減も加わり、営業利益400,774千円（前連結会計年度比11.6％増）、経常利益404,760千円（前連結会計年度比10.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益295,963千円（前連結会計年度比14.6％増）とそれぞれ増益となりました。

品目別売上高

品 目		売上高（千円）	構成比（％）
製 品	ス ト レ ー ジ 本 体	2,296,515	73.2
	周 辺 機 器	152,905	4.9
製 品 計		2,449,420	78.1
商 品		272,402	8.7
サ ー ビ ス		412,510	13.2
合 計		3,134,333	100

② 設備投資等の状況

当社グループは、当連結会計年度において、有形固定資産として、大船テクノセンター生産及び品質管理用測定器等10,263千円の設備投資を行いました。なお、所要資金は自己資金により賄っております。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第36期 (2018年2月期)	第37期 (2019年2月期)	第38期 (2020年2月期)	第39期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売上高 (千円)	2,723,607	2,827,839	3,128,137	3,134,333
経常利益 (千円)	211,511	211,701	365,309	404,760
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	137,424	148,013	258,268	295,963
1株当たり当期純利益	71円69銭	77円22銭	134円74銭	154円40銭
総 資 産 (千円)	2,697,361	2,840,113	3,100,467	3,236,165
純 資 産 (千円)	1,312,899	1,422,264	1,641,818	1,889,845

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第38期連結会計年度の期首から適用しており、第36期及び第37期の総資産の金額については、当該表示方法の変更を反映した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社 I T ストレージサービス	9百万円	100.0%	ストレージ製品のオンサイト保守サービス

(4) 対処すべき課題

国内経済は新型コロナウイルスの流行及びその対策等による停滞感が否めず先行きの不透明感がぬぐえません。多くの海外ベンダを含めた厳しい市場競争のマーケットのこのような局面でこそ、従来よりも低コストで同等以上の機能を実現し品質の高い製品やソリューションに一層の注目が集まり、企業の真価が問われるものと認識しております。

当社グループとしましては、コストパフォーマンスの良い高機能で高品質、また、多様化する市場の要求に応じて最適なストレージ製品やソリューションの提供を行うため、製品ラインナップの拡充及び開発・生産・検査・保守体制の強化に引き続き努めてまいります。AI、人工知能への期待が高まっている中、一昨年より展開している機械学習用の高性能サーバ及びGPUを使ったソリューションや推論用のエッジコンピュータの販売に注力します。非IT系市場に対しては、現状のOEM製品のラインナップを一層充実し、ミラーカード、RAID及びそれらを組み込んだサーバ製品の継続供給、監視カメラ、デジタルサイネージやリッチコンテンツ向けに特化したストレージ製品など水平展開に努め、開発及び評価に必要な技術力を強化しております。

これらの戦略を通し、当社グループ事業の安定した成長と利益率の向上を図ってまいります。

① 営業活動の強化

お客様のもっとも身近なストレージのプロ集団となるべく営業部門ではエンドユーザとの技術的な会話を通して最適な製品のご提案やどのような製品や機能が市場で求められているのかを吸い上げてまいります。また、当社の営業拠点のない関西や九州地区の営業を強化すべくセミナーや展示会など様々な施策を引き続き講じるとともに関西地区についてはプロジェクトチームを組み営業強化してまいります。さらに販売パートナー、OEM先、協業メーカ、仕入れ先、業務委託先やエンドユーザなど当社を取り巻く企業との共創し成長し続ける体制を築いてまいります。

【ストレージ・ソリューション販売の拡充と推進】

AI・ディープラーニング、監視カメラ及びリッチコンテンツ市場に対しそれぞれに特化したエンジニアも参画するプロジェクトチームを作り、勉強会を定期的に開催し営業からのフィードバックを受けお客様の真に求めている製品をご提供可能な体制を整えてまいります。ハードウェアだけでなくソフトウェアを組み込んだより付加価値の高いアプライアンス製品やサービスにも注力してまいります。

【OEM製品供給の推進】

引き続き、OEM製品（相手先ブランドで販売される製品）の供給を推進しビジネスを拡大してまいります。検査済みSSDやHDDについても更なる拡販をしてまいります。

② 生産体制の強化

〔品質管理体制の強化〕

ストレージ製品には、お客様の貴重なデータが保存されております。安価な製品でもHDDが大容量化することに伴い膨大なデータが保存されています。当社の使命は、いかなる製品の場合においてもお客様データを喪失することなく確実に保存することと考えております。また、大手メーカの品質保証部門の監査にも耐え得る品質管理体制を敷き、当社独自のHDDの検査装置を設置したことにより、製品品質の向上に一層注力してまいります。

〔生産の効率化とコストダウン〕

当社グループの特徴であるファブレス生産体制を強化し、生産委託先との緊密な連携を行うことで、自社開発製品の生産の効率化とコスト及び在庫の削減を図ります。また、海外メーカとの連携を深め、なお一層の調達コスト削減を図り、価格競争力強化を目指します。

③ 情報セキュリティに対する取り組み

より高度化するセキュリティリスクへ対応すべく「セキュリティ対策委員会」を運営しておりますが、定例会のフィードバックで様々な対策を講じ一定の成果が出ております。今後も企業価値の毀損が発生しないよう、各委員の知識レベルを引き上げ社内外を監視してまいります。

④ 働き方改革への取り組み

政府主導で働き方改革への取り組みが多く企業の推進されています。当社グループでは、仕組みを作るだけでなく、管理職主導で不効率的な現行業務をリスト化したうえで見直し、必要であればRPAを駆使し改善に取り組み、全社員がより良く幸せに働ける環境を構築してまいります。

⑤ 人材育成及び確保への取り組み

継続的な成長を遂げるため、市場でのシェア拡大を図るために人材の増員と育成が必要であると認識しています。当社グループでは、継続的に採用活動を実施し、より質の高い人材を確保してまいります。また、新入社員を含めた社内教育プログラムを策定し継続的な人材育成に努めます。

⑥ 広告宣伝活動の強化

当社グループは、ストレージ市場では一定の認知度はあるものの、IT市場全般や非ITの監視カメラ、デジタルサイネージ、HPC市場においての認知度は低いと認識しております。紙媒体やWebでの広告、SNSや展示会を通じて当社や当社製品の認知度を高める活動を継続的に実行してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

事業部門	主要製品
販売部門	サーバ等に接続するストレージ本体及び周辺機器
メンテナンス部門	製品サポート及びメンテナンスサービス

(6) 主要な事業所 (2021年2月28日現在)

① 当社

本社	東京都港区浜松町二丁目7番19号KDX浜松町ビル
大船テクノセンター	神奈川県鎌倉市山崎1085番地1

② 子会社

株式会社ITストレージサービス	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番10号麻業會館
-----------------	--------------------------

(7) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況 70名 (前連結会計年度末比 4名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 当社グループはストレージ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名	2名増	45.0歳	10.3年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	59,992千円
株式会社千葉銀行	29,984
株式会社三井住友銀行	2,805

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2021年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,081,000株
- (3) 株主数 1,522名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
笠 原 康 人	890,700株	46.46%
株 式 会 社 カ ナ モ ト	165,000	8.60
カ ナ モ ト キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	90,000	4.69
笠 原 啓 子	55,000	2.86
金 本 寛 中	50,000	2.60
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	44,500	2.32
楽 天 証 券 株 式 会 社	24,800	1.29
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	23,100	1.20
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	14,000	0.73
宮 崎 有 美 子	12,600	0.65

- (注) 1. 当社は、自己株式を164,195株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	笠 原 康 人	
代 表 取 締 役 社 長	柳 瀬 博 文	株式会社ＩＴストレージサービス取締役
取 締 役 副 社 長	宮 崎 有 美 子	管理部長
取 締 役 副 社 長	中 村 洋 三	大船テクノセンター長 株式会社ＩＴストレージサービス取締役
取 締 役	早 川 広 幸	営業部長
取 締 役	橋 口 和 典	株式会社カナモト取締役執行役員人事部長兼事業開発室長
常 勤 監 査 役	水 谷 ま り	
監 査 役	田 辺 英 達	株式会社ペンフィールドコーポレーション代表取締役 株式会社日本マイクロニクス社外取締役
監 査 役	藤 本 利 明	弁護士

- (注) 1. 取締役橋口和典氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田辺英達氏及び藤本利明氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役田辺英達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	100,408千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	10,200 (5,400)
合 計 (うち社外役員)	8 (2)	110,608 (5,400)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に使用人分給与14,774千円を支払っております。
2. 取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、2002年5月開催の第20期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2002年5月開催の第20期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	橋 口 和 典	株式会社カナモト取締役執行役員 人事部長兼事業開発室長	当社は、同社との間に定常的な営業取引及び不動産賃借取引がありますが、いずれの取引も他の一般的取引と同条件で行われております。
監 査 役	田 辺 英 達	株式会社ペンフィールドコーポレーション代表取締役 株式会社日本マイクロニクス社外取締役	取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	橋 口 和 典	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	田 辺 英 達	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席し、適宜発言を行っております。
監 査 役	藤 本 利 明	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席し、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 ひので監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
	千円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、安定的な経営基盤の確保と将来の事業展開のための企業体質強化に配慮のうえ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨及び「取締役会の決議により毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく研究開発活動及び設備投資に活用していく方針であります。当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えし、1株当たり25.00円といたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,064,466	流 動 負 債	1,279,762
現金及び預金	2,003,742	買 掛 金	130,611
受取手形及び売掛金	804,193	1年内返済予定の長期借入金	32,817
商 品 及 び 製 品	37,450	未 払 金	35,389
仕 掛 品	111,893	未 払 費 用	62,983
原 材 料	95,396	未 払 法 人 税 等	77,830
前 払 費 用	9,918	預 り 金	8,904
そ の 他	1,871	前 受 収 益	873,166
固 定 資 産	171,698	製 品 保 証 引 当 金	19,641
有 形 固 定 資 産	44,671	そ の 他	38,418
建 物	17,863	固 定 負 債	66,557
工 具 、 器 具 及 び 備 品	26,807	長 期 借 入 金	59,964
無 形 固 定 資 産	4,280	資 産 除 去 債 務	6,593
ソ フ ト ウ エ ア	4,280	負 債 合 計	1,346,320
投 資 そ の 他 の 資 産	122,746	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	80,366	株 主 資 本	1,888,627
繰 延 税 金 資 産	17,619	資 本 金	496,310
差 入 保 証 金	23,767	資 本 剰 余 金	510,925
長 期 前 払 費 用	994	利 益 剰 余 金	959,657
資 産 合 計	3,236,165	自 己 株 式	△78,265
		その他の包括利益累計額	1,217
		その他有価証券評価差額金	1,217
		純 資 産 合 計	1,889,845
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,236,165

連 結 損 益 計 算 書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,134,333
売 上 原 価		2,052,616
売 上 総 利 益		1,081,717
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		680,943
営 業 利 益		400,774
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,980	
為 替 差 益	2,234	
助 成 金 収 入	1,440	
受 取 販 売 奨 励 金	2,445	
そ の 他	1,743	9,843
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	855	
売 上 債 権 売 却 損	1,870	
解 約 違 約 金	3,098	
そ の 他	34	5,857
経 常 利 益		404,760
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		404,760
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	118,958	
法 人 税 等 調 整 額	△10,162	108,796
当 期 純 利 益		295,963
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		295,963

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	496,310	510,925	711,614	△78,265	1,640,584
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△47,920		△47,920
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			295,963		295,963
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	248,043	－	248,043
当 期 末 残 高	496,310	510,925	959,657	△78,265	1,888,627

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	1,233	1,233	1,641,818
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△47,920
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			295,963
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△15	△15	△15
当 期 変 動 額 合 計	△15	△15	248,027
当 期 末 残 高	1,217	1,217	1,889,845

貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,823,985	流 動 負 債	1,111,951
現 金 及 び 預 金	1,598,540	買 掛 金	132,541
受 取 手 形	162,086	1年内返済予定の長期借入金	32,817
売 掛 金	638,150	未 払 金	46,607
商 品 及 び 製 品	37,450	未 払 費 用	61,747
仕 掛 品	111,893	未 払 法 人 税 等	62,889
原 材 料	95,396	預 り 金	8,012
前 払 費 用	180,147	前 受 収 益	710,825
そ の 他	318	製 品 保 証 引 当 金	18,091
固 定 資 産	181,981	そ の 他	38,418
有 形 固 定 資 産	42,121	固 定 負 債	64,731
建 物	15,656	長 期 借 入 金	59,964
工 具、器 具 及 び 備 品	26,464	資 産 除 去 債 務	4,767
無 形 固 定 資 産	4,280	負 債 合 計	1,176,682
ソ フ ト ウ エ ア	4,280	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	135,579	株 主 資 本	1,828,066
投 資 有 価 証 券	80,366	資 本 金	496,310
繰 延 税 金 資 産	28,584	資 本 剰 余 金	516,925
関 係 会 社 株 式	6,000	資 本 準 備 金	105,515
差 入 保 証 金	19,659	そ の 他 資 本 剰 余 金	411,410
長 期 前 払 費 用	970	利 益 剰 余 金	893,096
資 産 合 計	3,005,966	利 益 準 備 金	18,562
		そ の 他 利 益 剰 余 金	874,533
		繰 越 利 益 剰 余 金	874,533
		自 己 株 式	△78,265
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,217
		その他有価証券評価差額金	1,217
		純 資 産 合 計	1,829,283
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,005,966

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,058,225
売上原価		2,051,669
売上総利益		1,006,555
販売費及び一般管理費		636,934
営業利益		369,621
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,976	
為替差益	2,234	
助成金収入	720	
受取販売奨励金	2,445	
その他の	1,699	9,076
営業外費用		
支払利息	855	
売上債権売却損	1,870	
解約違約金	3,098	
その他の	34	5,857
経常利益		372,840
税引前当期純利益		372,840
法人税、住民税及び事業税	104,016	
法人税等調整額	△5,277	98,738
当期純利益		274,101

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
						繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	496,310	105,515	411,410	516,925	18,562	648,352	666,915	△78,265	1,601,885
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△47,920	△47,920		△47,920
当 期 純 利 益						274,101	274,101		274,101
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	226,181	226,181	－	226,181
当 期 末 残 高	496,310	105,515	411,410	516,925	18,562	874,533	893,096	△78,265	1,828,066

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,233	1,233	1,603,118
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△47,920
当 期 純 利 益			274,101
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△15	△15	△15
当 期 変 動 額 合 計	△15	△15	226,165
当 期 末 残 高	1,217	1,217	1,829,283

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月13日

株式会社ニューテック

取締役会 御中

ひので監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 羽 入 敏 祐 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮 下 圭 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニューテックの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニューテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月13日

株式会社ニューテック

取締役会 御中

ひので監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 羽 入 敏 祐 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 宮 下 圭 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニューテックの2020年3月1日から2021年2月28日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、管理部門、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び大船テクノセンターにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひので監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月14日

株式会社ニューテック	監査役会
常勤監査役 水谷 まり	㊞
社外監査役 田辺 英達	㊞
社外監査役 藤本 利明	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営に関する意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設) (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) は、7名以内とする。 ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 (選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) (新設) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。代表取締役は会社を代表して会社の業務を執行する。 ② 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③ <u>増員または補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。<u>代表取締役は会社を代表して会社の業務を執行する。</u> ② 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。 (取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略) (新設) (取締役会決議の省略) 第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役会規程) 第27条 (条文省略)	② 取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。 (取締役会の決議方法) 第24条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会決議の省略) 第26条 当社は、<u>会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会決議があったものとみなす。</u> (取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 (取締役会規程) 第28条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 (取締役の責任免除) <u>第29条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定</u>により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定</u>により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> <u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役及び監査役会)</u> <u>第30条</u> 当社は監査役及び監査役会を置く。 <u>(員数)</u> <u>第31条</u> 当社の監査役は、3名以内とする。 <u>(選任方法)</u> <u>第32条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	(報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。 (取締役の責任免除) <u>第30条</u> 当社は、取締役会の決議をもって、<u>会社法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> ② 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> <u>(任期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u> <u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> <u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(報酬等)</u> 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。 <u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (新設) (新設) (新設) (新設)	(削除) (削除) 第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会)</u> 第31条 当会社は監査等委員会を置く。 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) 第6章 会計監査人 第41条～第43条 (条文省略) (報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第45条～第48条 (条文省略) (新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会規程)</u> <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程の定めるところによる。</u> 第6章 会計監査人 第36条～第38条 (現行どおり) (報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第7章 計 算 第40条～第43条 (現行どおり) <u>(附 則)</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当会社は、第39期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1 再 任	かさ ばら やす ひと 笠 原 康 人 (1947年10月24日生)	1971年 4 月 大日本インキ化学工業(株)（現D I C(株)）入社 1982年 3 月 当社設立 代表取締役社長 2016年 9 月 当社代表取締役会長（現任）	890,700株
2 再 任	はや かわ ひろ ゆき 早 川 広 幸 (1968年 2月23日生)	2001年 2 月 当社入社 2016年 6 月 当社営業部長（現任） 2018年 3 月 当社執行役員（現任） 2019年 5 月 当社取締役（現任） 2021年 3 月 (株) I T ストレージサービス取締役（現任）	500株
3 再 任	みや びき ゆ み こ 宮 崎 有 美 子 (1959年 2月21日生)	2000年 3 月 当社入社 2005年 5 月 当社取締役 2011年 5 月 当社取締役管理部長（現任） 2016年 9 月 当社取締役副社長（現任） 2019年 4 月 当社執行役員（現任）	12,600株
4 再 任	なか むら よう ぞう 中 村 洋 三 (1951年 8月5日生)	2012年11月 当社入社 2013年 6 月 当社生産部長 2014年 5 月 当社取締役大船テクノセンター長（現任） 2015年 3 月 (株) I T ストレージサービス取締役（現任） 2016年 6 月 同社代表取締役 2016年 9 月 当社取締役副社長（現任） 2019年 4 月 当社執行役員（現任）	8,300株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 株 式 の 数
5 再 任 社 外	はし べち かず のり 橋 口 和 典 (1960年3月28日生)	1982年 4 月 (株)東京銀行 (現(株)三菱ＵＦＪ銀行) 入行 2012年 1 月 (株)カナモト入社 執行役員 (現任) 同社営業統括本部長補佐 同社取締役 (現任) 2012年 4 月 同社情報機器事業部長 同社事業開発部長 (現事業開発室長) (現任) 2013年11月 同社レンタル事業部イベント営業部管掌兼 ニュープロダクツ室管掌 2016年 2 月 同社情報機器事業部管掌 2017年 5 月 当社社外取締役 (現任) 2018年11月 (株)カナモト人事部長 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 橋口和典氏は、(株)カナモトの取締役執行役員人事部長兼事業開発室長を兼務しております。当社は、同社との間に定常的な営業取引及び不動産賃借取引がありますが、いずれの取引も他の一般的取引と同条件で行われております。
3. 橋口和典氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関での業務を通して企業経営に関する幅広い知見を有していること、その後、株式会社カナモトにおいて取締役として経営に携わり、企業経営の専門的見識も有していることから、当社の経営上、有用な意見や助言が期待できるものとして選任しました。
4. 橋口和典氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、橋口和典氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。橋口和典氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とします。
6. 当社は、笠原康人氏、早川広幸氏、宮崎有美子氏、中村洋三氏、橋口和典氏の選任が承認された場合は、各氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更（ただし、第1条の商号変更を除く）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 新任	みづ くに まり (1951年4月13日生)	1974年4月 AFIA日本支社（現Chubb損害保険㈱）入社 2006年11月 日本化薬メディカルケア㈱（現共創未来メディカルケア㈱）入社 2009年5月 当社入社 当社常勤監査役（現任）	5,200株
2 新任 社外 独立	た だ べ 英 達 (1947年3月4日生)	1970年5月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 1990年9月 カナダ三菱銀行頭取兼トロント支店長 1993年11月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）本店営業第四部長 1996年4月 ㈱東京三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）船場支店長 1999年6月 ㈱田中化学研究所入社 2003年6月 同社常務取締役コーポレート部門長兼経理部長 2008年8月 ㈱ペンフィールドコーポレーション代表取締役（現任） 2009年5月 当社社外監査役（現任） 2017年12月 ㈱日本マイクロニクス社外取締役（現任）	5,200株
3 新任 社外	ふじ もと とし あき 藤 本 利 明 (1953年2月11日生)	2000年4月 第二東京弁護士会入会弁護士登録 2005年6月 日本弁護士連合会・情報問題対策委員会副委員長（現任） 2008年10月 栃木県弁護士会に登録替え 2009年5月 当社社外監査役（現任）	—

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 田辺英達氏及び藤本利明氏は、社外取締役候補者であります。

3. 田辺英達氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が金融機関実務経験における財務・会計に関する相当程度の知見を有し、且つ会社経営者としての経験と見識に基づいて経営全般に的確な助言をいただくことを期待したためであります。また、藤本利明氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と知識に基づいた適法性の観点からの助言等いただくことを期待したためであります。両氏ともに客観的、中立的な立場で当社監査体制および監督機能の強化を担う役割を期待できるため、適任と判断いたしました。
4. 田辺英達氏及び藤本利明氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
5. 当社は、田辺英達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、水谷まり氏、田辺英達氏及び藤本利明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。水谷まり氏、田辺英達氏及び藤本利明氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とします。
7. 当社は、水谷まり氏、田辺英達氏及び藤本利明氏の選任が承認された場合は、各氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2002年5月開催の第20期定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものと存じます。

当社の取締役報酬は、各取締役の役位や職責に応じて決定する固定報酬です。業務執行取締役については、基本報酬と期初に定めた従業員の業績給支給係数を指標として決定した額で構成する固定報酬としています。基本報酬は、各取締役の担当領域の規模・責任や経営への影響の大きさに応じて、役割等級ごとの体系を設定して運用しており、同一等級内でも、個別の取締役の実績に応じて一定の範囲で昇給が可能な仕組みとし、その成果に報いることができるものとなっております。

当社は、これまでの取締役の報酬総額を考慮し、今後、報酬制度見直しまでの間は年額300百万円を据え置くこといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は第1号及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である、ひので監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がMoore至誠監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年2月28日現在)

名	称	Moore至誠監査法人
事	務	所
		主たる事務所 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル2階
沿	革	1980年 至誠監査法人が中央区日本橋室町に設立 1988年 石渡・西村・中根共同事務所が清新監査法人として法人化 1993年 国際会計ネットワークMoore Stephens（現 Moore Global Network）のメンバーファームとなる 2007年 千代田区丸の内（現在地）へ清新監査法人が移転 2015年 監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併 2015年 至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人となる 2020年 Moore至誠監査法人に社名変更
概	要	出資金 29.5百万円 構成人員 代表社員 17名 社員 2名 特定社員 1名 公認会計士（非常勤含む） 39名 日本公認会計士協会準会員 4名 その他専門要員（システム監査技術者） 1名 事務職 2名 合計 66名 関与会社 95社

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

トピックス

● All Flash Storageの製品を拡充しました

Pure Storage



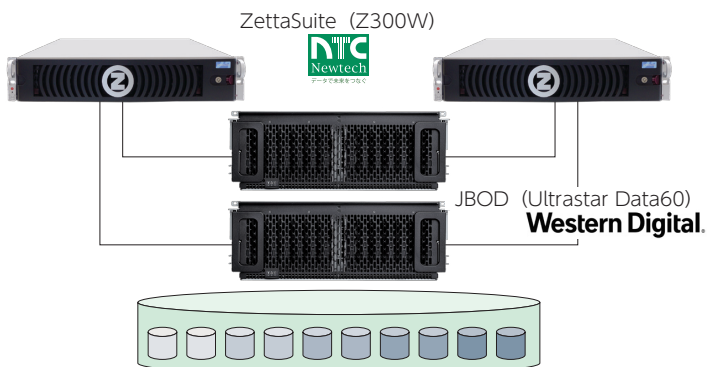
Pure StorageはNVMe SSDを搭載した難しいチューニング不要で高パフォーマンスを実現する仮想環境・VDI・データベース・ディープラーニング向けに最適なTier1ストレージです。インライン重複排除技術と圧縮技術を用いることで格納するデータ量を削減します。

Cloudy NAS All Flash



Cloudy NAS All FlashはSATA SSDを搭載したハイパフォーマンスなニューテックオリジナルのWindowsNASです。コストパフォーマンスに優れた高い品質の製品です。

● ハイエンドNAS、ZettaSuiteのストレージデバイスにWestern Digital社のJBODを採用しました



One Volume 物理容量 : 1.2ペタバイト

ZettaSuiteとUltrastar Data60 JBODを組み合わせることで、ハードウェア的にも単一障害点（Single Point of Failure）がなく、ソフトウェア・ハードウェア両面からみても非常に高い信頼性、可用性と保守性を兼ね備えた製品となります。

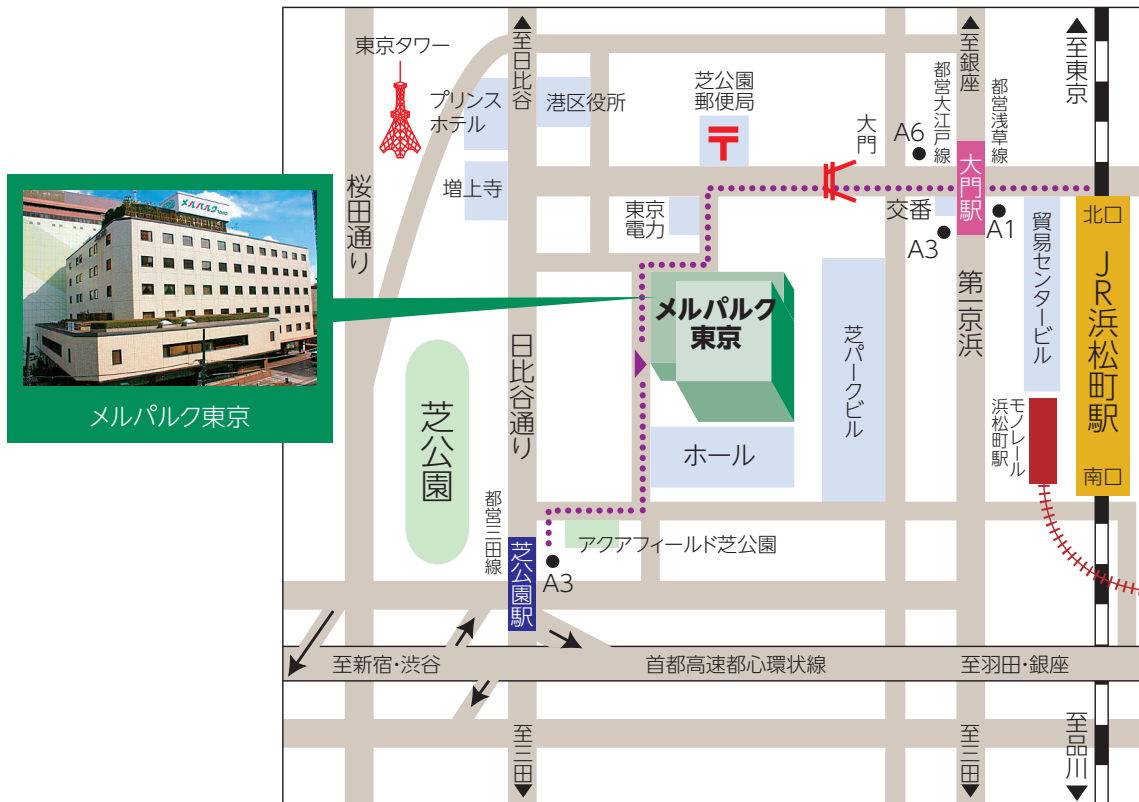
● 株主メモ

決算日	2月末日
定時株主総会開催日	5月中
同総会議決権行使株主確定日	2月末日
配当金受領株主確定日	2月末日（中間配当を実施するときは8月31日）
その他の基準日	上記のほか必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して設定
単元株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL: 0120-232-711（通話料無料）
上場金融商品取引所	東京証券取引所 JASDAQスタンダード
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL: https://www.newtech.co.jp/ir/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階 孔雀の間

※新型コロナウイルス対策の影響により、会場変更の可能性がございます。変更の場合は、決定次第、適時開示
及び当社ウェブサイト（<https://www.newtech.co.jp/>）掲載等にてお知らせいたしますのでご参照ください。



<交通のご案内>

- ◎ JR・モノレール「浜松町駅」北口より徒歩8分
- ◎ 都営地下鉄三田線「芝公園駅」A3出口より徒歩2分
- ◎ 都営地下鉄浅草線・大江戸線「大門駅」A3出口より徒歩4分

<お願い> 公共の交通機関でのご来場をお願い申し上げます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。